

# 鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第二五〇号

鳥取縣財政事情の作成及び公表に關する條例によつて、昭和二十五年十月一日から昭和二十六年三月三十一日までの期間における、鳥取縣財政概況を次の通り公表する

昭和二十六年五月三十一日

鳥取縣知事 西尾愛治

昭和二十六年五月三十一日  
外 木曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五規

鳥取縣公報 毎週 曜日發行(休日ニ當ル)

昭和二十六年五月三十一日 号 外

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

00934

- 目次
- 一、まえがき
  - 二、昭和二十五年県財政について
  - 三、昭和二十五年県豫算の収入及び支出の状況について
  - 四、縣民の負擔の状況について
  - 五、昭和二十六年県財政について
  - 六、縣債、一時借入金及び財産の状況について
  - 七、むすび

00935

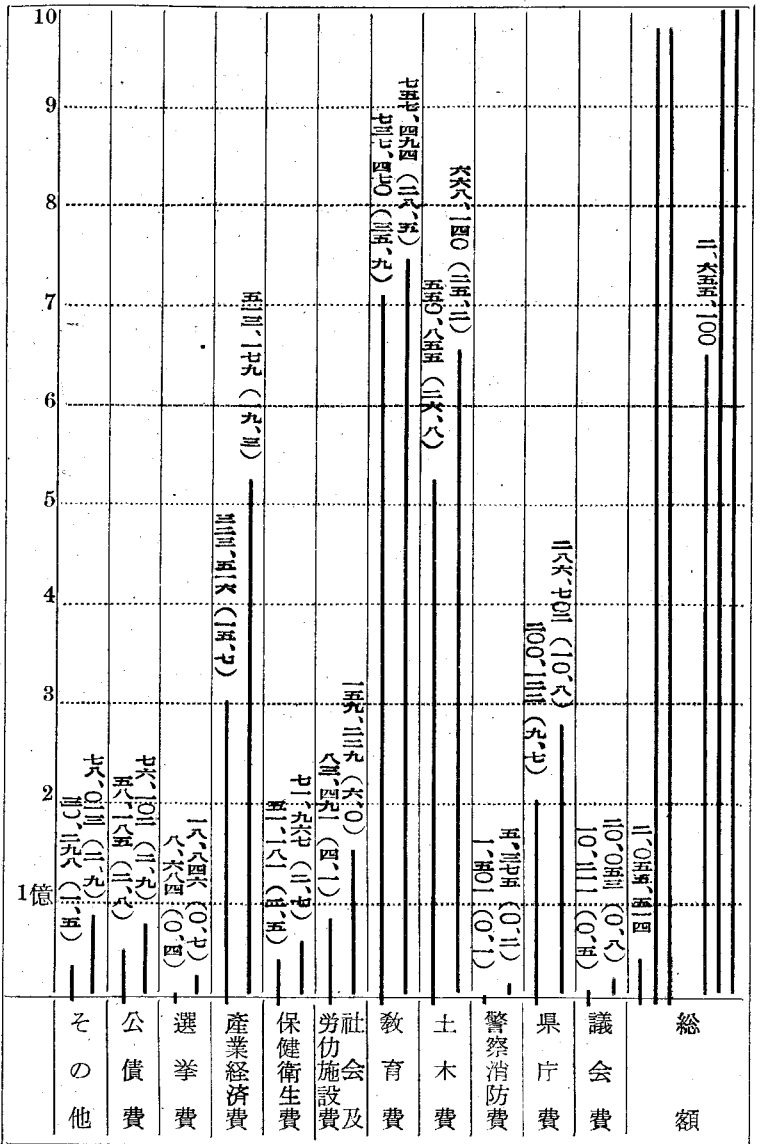
昭和二十五年年度最終豫算(同日議決を含む) 比較対照表

歳入の部

項目	昭和二十五年度最終	昭和二十六年度当初
総額	2,555,100	2,555,100
国庫支出金	826,928 (32.4%)	826,928 (32.4%)
地方交付金	909,902 (35.6%)	909,902 (35.6%)
県税	755,031 (29.5%)	755,031 (29.5%)
県庫税	266,552 (10.4%)	266,552 (10.4%)
使用料及手数料	119,000 (4.7%)	119,000 (4.7%)
寄附金	339,339 (13.3%)	339,339 (13.3%)
その他	152,570 (6.0%)	152,570 (6.0%)
県債	150,000 (5.9%)	150,000 (5.9%)

鳥取縣  
昭和二十五年年度最終  
昭和二十六年度当初  
表中数字單位千円( )は%

歳出の部



一、まえがき

第七回の財政概要を公表致します。

今回は昭和二十五年十月より昭和二十六年三月末までの鳥取県の財政事情を御説明申し上げますが、特に昭和二十五年度は、画期的な地方税財政制度の改革が行われ、税制においては、根本的な改変が行われまして、国、県、市町村の税体系が確立され、又財政制度においては従來の地方配付税は、地方財政平衡交付金制度の創設となり、將に地方税財政の一大改革が実施されたのでありますが、我々の鳥取県財政の状況は如何ようになつたかは、県民皆様の重大な関心事でなくてはなりません。即ち、県財政の如何は県の各種の行政を左右することとなり延いては、県民の皆様の日常生活に影響するからであります。従いまして、この財政事情の公表によつて広く県民皆様が県財政の現況と動向をよく御理解を願ひ、一層の御協力を切望する次第であります。

00938

二、昭和二十五年年度縣財政について

1、県財政の概況

昭和二十五年年度はシャッパ勸告に則り、地方財政の自主性の強化と、その健全性の確保を図るべく画期的な地方税財政制度が実施せられたのでありますが、地方税法の改正は本県の如き農業県においては、自主財源である県税収入は大巾に減収となり、新制度たる地方財政平衡交付金が本県財政の根幹となることとなつたのであります。この平衡交付金制度の創設は、地方團體に対して、必要な財源の供与と、富裕團體と貧弱團體との財政調整を徹底しようとするものでありますので、連年財政的貧困の宿命を持つ本県と致しましては、この制度の適正な運用を期待し、懸命の努力を続けて参つたのであります。何分初年度のことでもあり、又国庫財政の都合等により総額が充分に確保されないため、依然としてその運用に當つては、余りにも過去の財政需要に偏重する傾向が強く、救われる所が極めて少いのに反し、一方財政需要は、各種法令に基く、新規経費は重み、就中先般実施された職員のスアツプ等は県財政を極度に圧迫したのであります。これが財政措置には、非常に苦慮致しましたのであります。が、漸く、既定経費の節約、或は事業の繰延べ等により財政の辻褄を合せたような状況であります。

2、予算の経緯

昭和二十五年年度当初予算は、前回の公表にも御説明致しましたように原則として、義務的、経常的経費に限定した所謂骨格予算でありまして、年間の積極的施策は挙げて地方税財政制度の改革の確定を俟つて、補正することとしたのであります。が、地方税法が漸く年度中途の七月に到り成立したものの本県税収入は従来より減収となり、地方財政平衡交付金は未確定であつた爲昭和二十五年年度前半期は唯全額国庫補助金等特定財源のもののみを計上し、十一月臨時県会においては、教育委員選挙費及び昭和二十五年災害復旧費等緊急差し置き難いもののみを追加計上

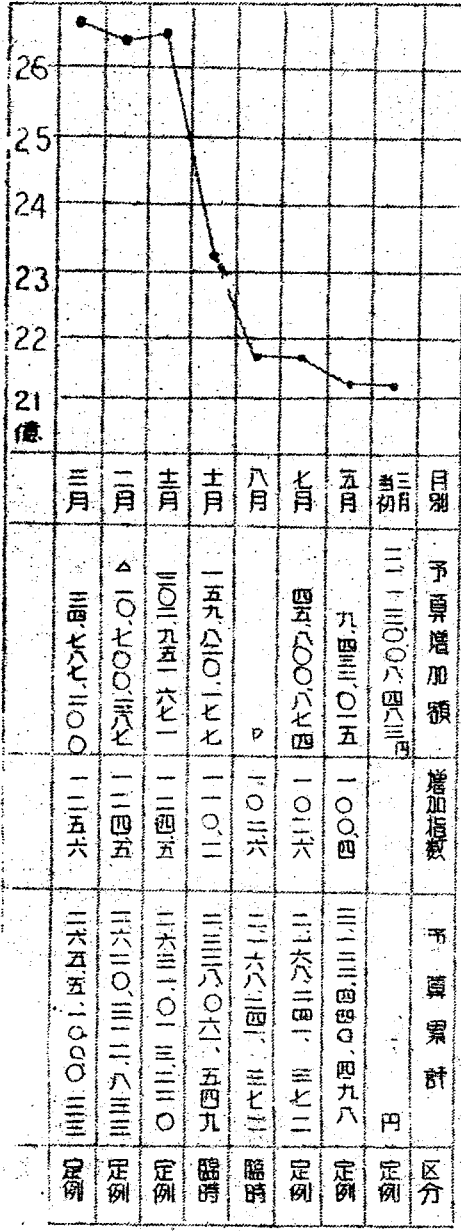
00939

したのであります。

而して、十二月に到り平衡交付金について未決定であつた特別交付金、前年度繰越金及び県税収入の内過年度滞納繰越分等全ての財源を見込みまして、公共事業の完全消化を図るべくこれが起債不足額に対して一般財源を充当すると共にその他我々の程度の施策的経費を含めて三億二百余万円を追加したのであります。

次いで二月県会において職員給与改善費総額四千六百四十七万余円と、一般公共事業及び災害復旧事業等の本年度割の決定に伴い、実行予算的に組替を更正し、尙三月においても若干の追加を致しまして昭和二十五年年度最終予算総額は二十六億五千五百余万円となりまして当初予算に比し一、二六倍となつたのであります。

○昭和二十五年年度予算の経緯



昭和二十五年年度最終予算額調

歳入	歳入	歳入	歳入
科目	目	当予算額	追加予算額
一、果	税	三、七、五九、四二五	△ 九、〇三三、二一九
普通	税	一、六、八五九、七七七	△ 八、九五六、九三八
目的	税	二、〇、七三三、六四八	△ 二、〇、六〇一、二七一
旧法による	税	一、七、八二八、三六六	△ 一、五、三六八、二七六
二、地方財政平衡交付金		三、七、一〇一、七〇〇	△ 三、〇、八〇〇、三三四
三、公企業及財産収入		六、三二一、七六〇	一、九〇九、五七〇
四分、税金及負債金		六、八〇〇、〇〇〇	六、三、六、六三三
五、使用料及手数料		八、四九七、三三〇	八、九、七、九一一
六、国庫支出金		八、九、八七〇、〇〇〇	△ 四、〇、九、九、三三九
七、寄附金		二、六、〇、〇〇〇、〇〇〇	三、〇、九、九、五二五
八、繰入金		四、五、〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
九、繰越金		五、七、七、七、三三三	四、七、三、三、〇〇〇
一〇、雑収入		六、五、二、八、三三三	三、六、七、〇、八六九
最終予算額		二、六、五、一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇、四、〇、七、四、一〇一
最終予算に 対する比率		100.0	三、九
当初予算を〇 として最終 予算の増加率		七、五	一、五九
前年度 増加率		九、八	一、四四

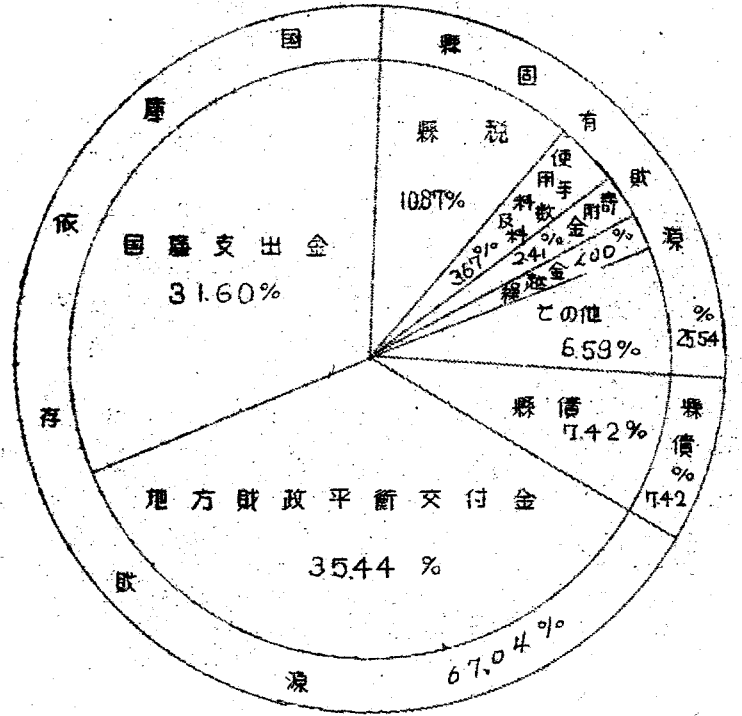
歳出

歳入	歳入	歳入	歳入
科目	目	当予算額	追加予算額
一、果	会費	一、六、九、四、一〇九	三、一、四、八、四七三
二、県	庁費	二、五、六、一一、三三八	三、八、五、九、〇二〇
三、警察	消防費	三、六、三、一、〇三三	一、七、四、四、二二六
四、土	木費	四、八、五、九、六、六五四	一、八、三、三、三三七
五、教	育費	六、三、三、九、六、六四三	一、四、五、三、八、三九四
六、社会及労働施設費		一、三、三、二、九、七五四	三、六、〇、〇、九、三〇四
七、保健	衛生費	四、八、四、〇、七、三六〇	三、三、五、九、六、四九
八、産業	経済費	三、九、七、三、一、七〇〇	二、四、四、七、〇、六六
九、財	産費	三、一、五、〇、〇、〇〇〇	一、〇、七、七、四七
最終予算額		二、〇、〇、三、三、七、七六	二、八、六、七、〇、一、五八
最終予算に 対する比率		10.8	一、〇、八
当初予算を〇 として最終 予算の増加率		一、一	一、二
前年度 増加率		一、六	一、四

鳥取縣公報 号 外 昭和二十六年五月三十一日 (第三種郵便物認可)

昭和25年度最終予算

歳入

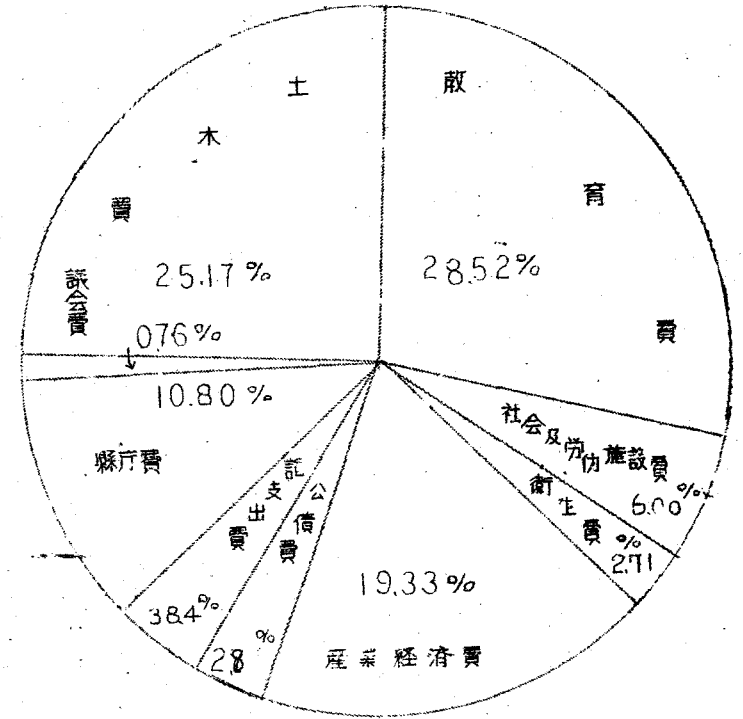


歳入総額  
2655,100,033円

歳出合計	一〇、統計調査費	一一、選挙費	一二、公債費	一三、諸支出金	一四、予備費
二,123,008,443	17,300,443	4,875,546	76,030,696	22,552,819	100,000
543,091,550	△ 8,761,336	13,960,556	1	22,550,633	1
2,666,100,033	8,538,244	18,846,233	76,102,696	22,551,512	100,000
100.0	0.3	0.7	2.9	8.5	0.4
100	100	37	100	100	100
100	100	100	100	100	100

鳥取縣公報 号 外 昭和二十六年五月三十一日 (第三種郵便物認可) 一〇

昭和25年最終予算 歳出



歳出総額  
2,655,100,033円

科目	当初予算額	最終予算額	当初予算に対する割合 (%)	財源			一般財源	対上科目別割合	特定財源との割合 (%)
				国庫支出金	寄附金	手数料			
議会議費	1,694,105円	2,005,578円	112.5%	1円	1円	1円	2,005,578円	118.3%	100.0%
県庁費	3,561,211円	3,670,581円	103.1%	1円	1円	1円	3,670,581円	103.1%	100.0%
警察消防費	3,631,033円	5,375,189円	148.0%	1円	1円	1円	5,375,189円	148.0%	100.0%
土木費	4,859,966円	6,681,399円	137.5%	1円	1円	1円	6,681,399円	137.5%	100.0%
教育費	6,331,935円	7,570,993円	119.6%	1円	1円	1円	7,570,993円	119.6%	100.0%
社会及労働衛生費	1,332,399円	1,593,399円	119.6%	1円	1円	1円	1,593,399円	119.6%	100.0%
保健衛生費	4,407,077円	7,196,777円	163.3%	1円	1円	1円	7,196,777円	163.3%	100.0%
産業経済費	3,673,711円	5,312,799円	144.6%	1円	1円	1円	5,312,799円	144.6%	100.0%
財産費	3,150,000円	4,107,347円	130.4%	1円	1円	1円	4,107,347円	130.4%	100.0%
合計	30,000,000円	38,000,000円	126.7%	1円	1円	1円	38,000,000円	126.7%	100.0%

昭和二十五年年度予算科目別財源内訳表 (最終予算)

統計調査費	一七、三〇、〇〇〇	八、四三、〇〇〇	四九	七、七九、〇〇〇	一	七、七九、〇〇〇	六四三、九〇〇	〇、〇一	九、三	七、七
選挙費	四、八七、〇〇〇	一、八八、四六六	三六	一〇、七六、〇〇〇	一	一〇、七六、〇〇〇	一〇、七六三、〇〇〇	〇、六	五七、一	四、九
公債費	七、一〇三、〇〇〇	六、一〇三、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇	六、八四三、〇〇〇	一、一	八〇、七	一、九
諸支出金	四、五九二、八八九	六、五七三、五三三	一五〇	四、九三三、七三三	一	四、九三三、七三三	三、六八五、八七	三、三	三、四、九	六、一
予備費	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一〇〇	一	一	一	二〇〇、〇〇〇	一	一	二〇〇、〇
予算総額	三、三三〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	一六六	一三、七〇、〇〇〇	一	一三、七〇、〇〇〇	一三、七〇、〇〇〇	一〇〇、〇	五七、七	四八、三
予算総額に対する財源割合	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇〇	三、三、六	一	三、三、六	五二、七	一	一	一

一般財源内訳

普通税	二八八、五六六、二九六円(二二、六%)
目的税	二五五、八一六、六四五(一九、九%)
旧法による税	三一九、六五一(〇、二%)
地方財政平衡交付金	三三二、四三〇、〇〇〇(二、五%)
繰越金	九四〇、九〇七、二六四(七三、四%)
合 計	五三三、一一五、三四五(四、〇%)
	一、二八二、五八八、九〇五(一〇〇、〇%)

3、地方税財政制度改革と昭和二十五年財政

昭和二十五年に実施されました地方税法の改正及び地方財政平衡交付金制度の創設等今回の地方税財政制度改革は、地方住民特に財政的貧困である本県としては、特に重大な関心を持つていたのでありますが、この改革により本県財政は、どのようになつたか、昭和二十五年財政について検討して見ましよう。

先づ地方財政平衡交付金制度であります。これについては、前回の公表にも詳細に御説明致しました如く、本制度運用上各府県に対する交付額の配分を適正ならしめることが最も重要な課題であります。即ち、人口の少い規模の小さい団体と雖も、一定の標準行政費を要するのは、当然でありまして、本県の如く、極めて規模の小さい団体については此の点について特別の考慮が払われ総額の確保を充分ならしめることが緊要な事柄でありまして、強ちに折衝致してまいりましたがその結果本決定においては仮決定額より一億四千余万円の増額となつたのであります。然し乍ら特別交付金を含めた総額においては依然として従來の実績程度に止まりこの点遺憾に堪えないのであります。これは地方財政平衡交付金配分基準において余りにも昭和二十四年度予算実績を偏重したため各団体の過去の不均衡なる財政状態をそのまま露呈することとなり、従來財政力に極めて乏しかつた本県の如きは依然として不利な結果となつたのであります。

シャープ第二次勧告においても地方財政平衡交付金の持つ府県間の財政均衡化の機能を完全に果たすために、基準財政需要額の測定に当つては地方団体の現実の行政施設なり、費消されている行政費なりに影響されなないで、あるべき財政需要を客観的に把握するよう努力すべきことを主張してあるのでありまして、本制度本來の使命に立脚して運用されることを希求すると共に、これが達成のため、一層の努力を致したいと存するのであります。



00948

昭和二十五年年度平衡交付金仮決定と本決定との比較表

区 分	基準財政需要額	基準財政収入額	交付基準額
仮決定分(A)	九七、七六一	二六、三四七	七六、三〇五
本決定分(B)	一二三、〇六六	三九、七七八	九三、二八八
増加額(B)-(A)	一四五、五五四	三、四三〇	一四二、〇七三

各県別昭和二十四年度、昭和二十五年年度一般財源対比表

県 別	昭和二十四年度一般財源		昭和二十五年年度一般財源		増加額	
	普通税の 実収入額	地方交付税 の補助金	計(A)	住民 一人当り	計(B)	住民 一人当り
鳥 取	三八四、〇六〇	四一五、〇九八	一、〇四八、二八六	一、七七一	三三三、八七七	九一五、四四九
島 根	五三三、一九九	五三〇、四九三	一、三九五、三〇五	一、五五五	四〇一、七三三	一、四四一、五〇〇
岡 山	一一四、〇三六	七〇七、三三三	二、四五五、八四四	一、四四五	九三三、六三三	一、六八九、四三三
広 島	一、四六五、七三三	八三三、九六六	三、〇六六、四七五	一、五三二	一、四四六、五九八	二、〇〇三、六四三
計	三、三三三、六六五	三、一四三、六六五	一〇、一六六、四七八	一、五〇〇	四、三五六、一九二	七、三三〇、七六八

00949

基準財政需要額 (昭和二十五年年度本決定分)

経費の種類	測定単位	補正係数	数値の補正	単位費用	基準財政需要額(昭和二十四年度)	昭和二十五年年度	差引	増減割合%
土木費	道路の面積	〇.七五	平方メートル	七、〇〇〇	八〇、〇三二	九、五九九	△七〇、〇三二	△二三、五七
道路費	橋りよの面積	〇.六四	平方メートル	三、〇〇〇	三〇、〇九七	三、七〇一	△三、〇〇〇	△一、九六
橋りよ費	河川の延長	〇.六三	キロメートル	一三、七〇〇	九、三三三	九、三三三	〇	〇
河川費	港湾における船舶の出入とん数	〇.九七	トン	九、〇〇〇	三六、三三〇	三六、三三〇	〇	〇
港湾費	その他土木費	〇.〇三	平方メートル	三、五〇〇	七、三三三	二、三五四	△五、〇〇〇	△六八、九
その他土木費	計				一六八、〇〇〇	一六八、〇〇〇	〇	〇

備考 昭和二十五年年度平衡交付金総額は普通交付金及特別交付金の合計額(決定分)

鳥取県分 普通交付金 八八五、六九五千円  
特別交付金 三九、七二四千円

教育費	小学校の児童数	0,994	七,三〇〇人	七,八六六人	一,五六七,〇〇	五七,三四九	五九六,六六六△三五,三四七△	四,二五
小学校費	小学校級数	0,990	二,〇九六級	二,〇七七級	四,〇三〇,〇〇	三五四,七〇七	二九,一〇八△三六,四二△	一三,五〇
中学校費	中学校の生徒数	0,995	三九,七九人	三九,五〇人	二,一五四,〇〇	一六,三四三	一六八,八五二△	七,六〇八△
中学校校費	中学校級数	0,993	九七七級	九四〇級	六五,九一〇,〇〇	一六,三四三	一六八,八五二△	七,六〇八△
高等学校費	高等学校の生徒数	一,一八八	一四,六四四人	一七,四四五人	四,四二九,〇〇	七,〇八九	六三,四八〇	一三,六〇九
その他教育費	人口	一,九四五	五九,一四一人	二六,五三三人	六,七三〇	七,三三〇	七三,二五七	五〇,五三
厚生勞働費	人口	一,八三四	五九,一四一人	二〇,九二,八三七	三,六七〇	二五,六三六	八三,一三七	四三,四九九
社会福祉費	兒童福祉施設入所者数	三,八九九	五三人	二〇,五七人	九四八,二〇〇	七,六四七	四,四二三	三五,三四
	被生活保護者数	一,〇二七	一六,六七七人	一六,九〇〇人	一〇,四八,〇〇	七,六四七	四,四二三	三五,三四
	一時保護所收容定員数	一,〇〇〇	五五人	五五人	六,七四九,〇〇	七,六四七	四,四二三	三五,三四
衛生費	人口	一,七七一	五九,一四一人	二〇,三七二七人	一,九〇〇	二五,六三六	八三,一三七	四三,四九九
	食品関係営業業者数	一,三六五	三,一四一人	四,三〇五人	八九六,八〇	二九,三九九	一一,八五〇	四三,八五
	結核患者数	一,〇〇〇	一〇,一三〇人	一〇,一三〇人	四三,三〇	四三,一四九	二九,三九九	一一,八五〇
	法定傳染病患者数	一,〇〇〇	四五人	四五人	八,四三六,〇〇	四三,一四九	二九,三九九	一一,八五〇
	性病患者届出数	一,〇〇〇	三,二七人	三,二七人	五五八,四〇	四三,一四九	二九,三九九	一一,八五〇
	精神病院病床数	一,〇〇〇	一五床	一五床	二,八二〇,〇〇	四三,一四九	二九,三九九	一一,八五〇
	保健所数	〇,六六七	六所	四所	三,一五七,〇〇〇	四三,一四九	二九,三九九	一一,八五〇

労働費	工場事業場数	一,一八六	二,〇九〇場	二,四三〇場	一,一五〇,〇〇	五,八四〇	二,四三五	△五,五五△	四八,八八
産業経済費	耕地の面積	一,〇〇〇	四三,四三町歩	四三,四三町歩	三七八,〇〇	一〇〇,二七三	一六,五八△	△六,三五△	三七,九一
農業行政費	農業の従業者数	一,三三四	六,七〇八人	七,一四一人	五三三,七〇	五,三三六	八四,五二△	△三八,一九△	△三,三六
林野行政費	林産業の従業者数	一,三三四	一,四七七人	一,八四八人	一〇三,六〇	三〇,九五四	三五,八六〇△	△四,九〇六△	△一八,九七
	民有林野の面積	〇,四八七	二二,四〇〇町歩	一〇三,四三町歩	五,四六〇,〇〇	三〇,九五四	三五,八六〇△	△四,九〇六△	△一八,九七
水産行政費	水産業の従業者数	一,一八〇	二,四八〇人	二,九六八人	三,一六〇,〇〇	九,一七	一五,四〇三△	△六,八六△	△四〇,八一
商工行政費	商工業の従業者数	一,六二七	一三,〇三三人	二,〇三四人	六六〇,五〇	一三,八八六	三五,七三二△	△二,八四△	△六,一三
戦災復興費	戦争による被災地の面積	一,四三七	五,〇〇〇坪	七,〇三三坪	一,五〇	二九	八三五	△七〇六△	△八五,五七
その他行政費	道府県税の税額	一,〇六一	二,九七六,〇〇〇円	三,三二四,四八八円	〇,〇八	三六,四三七	三三,五六〇	四,八七七	二,一〇
徴税費	納税義務者数	一,〇〇〇	三三,七八八人	三三,七八八人	三三,〇〇〇	一六,四八八	三四,六三二△	△一八,七三△	△三,四八
その他諸費	人口	三,四二七	五九,一四三人	一,四八八,三九五	一四五,〇〇	三九,九九九	一八,六三九	三三,〇五〇	一三,三三
公債費	災害復旧事業費に充てた地方債の元利償還金	一,〇〇〇	〇,四九五,五九八円	〇,四九五,五九八円	九五	一九,四七一	一九,四〇九	三三,〇五〇	〇,三三
合計						一,一三三,一五七	一,一五七,七三四	△五,四一八△	四,四六

00952

税目	基準財政収入額		乗率	摘要
	同上	算定基準		
事業税	一九、六四二千円	一、四九、九三二千円	〇、〇七	基本額は昭和二十四年分課税所得額
個人第一種	九、六三九	三三、六三三	〇、〇三	基本額は製造工業等各事業所(従業者三〇人以上を有するもの)の従業者数
個人第二種	四、四八四	一〇、〇三三	〇、〇四	
法人普通	九、四三〇	一七、五〇五千円	〇、〇五	基本額は昭和二十四年分法人税課税所得額
法人特別	六、一〇八	四九、二四三	〇、〇三	
特別所得税	一〇、八〇七	二七、六六八	一、五八	昭和二十四年分課税所得額及び食品関係営業者数を算定基準とする。
入場税	四、一七六	一、七七一	〇、〇三	
遊興飲食税	七、六二三	一、七七一	〇、〇三	試掘原簿に登録された鑛区の面積又は河床の延長等により算出
自動車税	五、〇九八	一、四〇	〇、〇三	
鑛区税	二、四七三	二、五三〇円	〇、〇三	基本額は昭和二十四年度調定額
狩獵者税	二、五九一	一、〇八八	〇、〇三	
漁業権税	八三	九	一、〇〇	基本額は昭和二十四年度調定額
電気ガス税	四、六三三	三、四三四	〇、七三	
鑛産税	六	一八	〇、三	

00953

木材引取税	三、三八九	九、三六六	〇、三	
入湯税	三三三	五二	〇、三	
合計	三九七七八			

次に県税は前述致しました如く今回の地方税法の改正により大中に減収となり、昭和二十四年度に比し一億余万元の減となつたのであります。

そこで昭和二十五年財政状況を次表により見ますと、県税は予算総額の僅に一割程度に過ぎない状況であり国庫依存財源は平衡交付金を含めまして予算総額に対して六割七分を占めることになりまして今回の制度の改革は本県にとつては県財政の自主性が一層乏しくなつたことが如実に窺えるのであります。

昭和二十四年度昭和二十五年財政比較表

区分	昭和二十四年度		昭和二十五年		差(B)-(A)引	摘要
	予算額(A)	割合	予算額(B)	割合		
国庫依存財源	一、二四、八三三	五六、〇	一、七九、八四五	六七、〇	五五、〇二二	
国庫支出金	七九、六六九	三六、九	八三、八三六	三、六	三九、二四九	
平衡交付金	四一五、一四三	一〇、一	四四〇、九〇七	三五、四	三五、七四〇	
県固有財源	五〇六、三三七	三三、三	四二一、六一	一三、九	△ 一六四、八四六	

(単価千円)

県	三九、八五〇	一七、九	三八、五六一	一〇、九	△	一〇、三八四
繰上	二六、六七七	五、四	五、一二五	二、〇	△	六、五三三
起債	三三、〇〇〇	一〇、八	一九、三〇〇	七、四	△	三、五九〇
その他	三三、〇〇〇	一〇、八	一九、三〇〇	七、四	△	三、五九〇
使用料及手数料	二五、二六六	九、九	三六、二六四	三、七		三〇、九六六
その他	八〇、四三三	三、七	九七、四三六	三、七		一六、九三三
寄附金	四、四三二	一、六	六、九七六	二、四		三九、五五五
その他	一〇〇、三三四	四、六	一七四、八六三	六、六		七四、四七八
歳入合計	二、二六九、六三三	一〇〇	二、六五五、一〇〇	一〇〇		四八五、四四三

備考 昭和二十四年度は決算額、昭和二十五年年度は最終予算額による。

三、昭和二十五年年度豫算の収入及び支出の状況について

昭和二十五年年度収入及び支出の状況並びに決算の見透しについてその概況を御説明致します。

先ず一般会計につきましては予算額二十六億五千五百余万円に対して三月末日迄の収入済額は二十三億五千九百余万円その収入比率は八八、八%で累年の同期と比較致しますと格段の上昇を示しておりますがこれは本年度は特に重点且効率的な総合均衡予算の編成に努めたのとこれに加えて国庫支出金の促進その他各種収入金の確保に鋭意努力してまいつたによるものであります。

昭和二十二年五月第一回財政事情公表以来の累年同期の予算額に対する収入の状況を掲記してみますと次の通りであります。

年度別	予 算 額	収入済一額	収入比率
二十二年	八三、九三三 千円	四四、〇〇三 千円	四九、三%
二十三年	二、三九、八五六	一一、七五、八八九	五〇、〇%
二十四年	二、八六、三〇三	一、九五九、五三三	六九、五%
二十五年	二、六五、一〇〇	二、三五九、三七七	八八、八%

各科目別の現在迄の収入状況については別表の通りでありますが県税は予算額二億八千八百余万円に対して収入済額は七九%の二億二千八百余万円です予算額に比較して六千余万円の未収入となつております。

これはシャープ勧告に基いて昨年九月地方税法の劃期的な改正が行われ年度中途の八月一日から施行となつた關係上賦課、徴收事務が甚だしく遅延したのと経済事情の窮迫に基因するものと考えられるのでありますが目下徴税機關あげて收納に努めておりますので出納閉鎖期迄には概ね予算額程度の収入は図り得る見透ししております。地方財政平衡交付金は予算額九億四千九十万余円に對して収入済額は九億一千五百六十八万余円となつておりますがこれは一応概算交付額でありまして漸く三月下旬に至つて交付額九億二千五百四十一万九千円(普通交付金八億八千五百六十九万五千円特別交付金三千九百七十二万四千円)に最後の決定をみましたので差額九百七十余万円はその後四月において精算交付を受けております。

平衡交付金制度は皆様既に御承知のように地方税法の改正と相俟つて戦後地方自治財政確立のために設けられた特色ある新制度でありましてこの交付額は総予算額に對して三五、五%を占めており財源の三分の二以上を国庫に依存しなければならぬ本県として尠くとも予算額程度の交付を受けるよう強力に折衝してまいつたのでありますが約一千五百五十万円の収入減となつたものであります。

国庫支出金は予算額八億三千八百余万円に對して九〇、八%の七億六千二百余万円の収入となつておりますが、これを累年同期と比較してみますと、

年 度 別	予 算 額	收 入 済 額	收 入 比 率
二十二年 度	千円 四三、三三六	千円 一七、三三五	四一、三%
二十三年 度	千円 一七三、五四	千円 五九、九六	四六、〇%

二十四年 度	千円 一一八、二三八	千円 七九、六〇八	六七、二%
二十五年 度	千円 八八、六七	千円 七三、五〇八	八〇、八%

前記の如く収入比率は年々上昇を辿つております。

なお今後の見透しについては事業の中止、打切り等による減額が八百余万円見込まれますので決算見込額は概ね八億三千余万円程度に止まるものと思われれます。

果債は予算額一億九千七百余万円に對して収入済額は七九%の一億五千六百万円で四千百余万円の未収入となつておりますがこの内一千万円は出納閉鎖期迄には収入を予定しておりますので決算額は一億六千六百万円の見込みであります。

以上科目別に主なものについて説明致しましたがその他の諸収入につきましても若干の増減は予想されますが収入決算総額は二十五億六千六百余万円程度となる見込みであります。

次の支出の状況について説明致しますと予算額二十六億五千五百余万円に對して現在迄の支出済額は二十億三千三百余万円でその比率は七六、五%となり累年同期と比較致しますと次表の通りであります。

年 度 別	予 算 額	支 出 済 額	支 出 比 率
二十二年 度	千円 八六、九三三	千円 四三、二五三	五〇、三%
二十三年 度	千円 二、四九、八六	千円 一、三三、七八	四七、七%

二十四年度	二,八六,〇三三	一,七五,八二二	六,三
二十五年年度	二,六五,一〇〇	二,〇三,三三五	七,五

この表でおわかりのように支出比率は年々上昇致しておりますがこれは収入において述べたと同様に予算額中、財源の一部を占める平衡交付金(三五、五%)、国庫支出金(三一、五%)が順調に交付されたに基因するものでこれに伴い各種の事業及諸施策が円滑に推進されたことを裏書するものであります。

毎回の財政事情公表の際説明しておりますように支出に当つては常に收支の均衡保持に意を用い冗費の節減に努めておりますのでかりにも予算執行に支障を來すが如きことのないよう絶えず留意致しております。

決算の見透しにつきましては収入と同程度度の二十五億六千六百余万円見込んでおります。最後に特別会計の状況は予算額一億一千百余万円に対して現在迄の収入済額は九四、三%の一億五百余万円支出済額は九〇、五%の一億百余万円でありますので多少の増減はあつても予算額程度の執行を予想致しております。

昭和二十五年年度一般会計収入の状況 (二六、三、三一現在)

科 目	予 算 額	收 入 済 額	收 入 未 済 額	予 算 額 に 對 する 收 入 済 額 の 比 率	備 考
1、 県 税	二八八、五六六、二九六円	三三六、四六四、四七四円	六、一〇一、八三三円	七九、一%	
2、 地方財政平衡交付金	九四〇、九七〇、二六四	九五、六六三、〇〇〇	二五、三三四、三四	九七、三%	
3、 公企業及び財産収入	八三二、二八七	六、六三三、〇四二	一、五六八、三四五	八〇、六%	

支 出 の 状 況

4、 分担金及び負担金	七、五三六、九六三	六、一五五、〇三三	一、三八一、九三〇	八一、九%	
5、 使用料及び手数料	九七、四三三、四三二	八三、三三九、一七一	一四、〇九四、二六一	八五、五%	
6、 国庫支出金	八三六、九三七、七二〇	七三三、五〇八、四八八	七六、四二九、二三二	九〇、八%	
7、 寄附金	六三、九七五、五七七	一六、五〇四、三三八	四七、四七一、一三九	二五、七%	
8、 繰入金	五五、〇四〇、〇〇〇	五五、〇四〇、〇〇〇	〇	一〇〇、〇%	
9、 繰越金	五三、一五、三四五	五三、一五、六五六	△ 三三三	一〇〇、〇%	
10、 雑収入	一〇四、〇七四、一〇一	七三、七三三、八三三	三〇、三四〇、二六八	七〇、八%	
11、 県債	一七〇、三三〇、〇〇〇	一五六、〇〇〇、〇〇〇	一四、三三〇、〇〇〇	九一九、〇%	
収入合計	二,六五二,一〇〇,〇三三	二,三三九,三三七,一〇一	二九五,八七二,九三三	八八、八%	

科 目	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	予 算 額 に 對 する 支 出 済 額 の 比 率	備 考
1、 議 会 費	一〇〇,〇三三,五七六円	一八,九六四,二七七円	一,〇六八,三三六円	九四、六%	
2、 県 庁 費	二六六,七〇一,五八八	二六八,三三二,九四三	一八,四七九,六四四	九三、五%	
3、 警 察 消 防 費	五,三七五,一八九	三,九〇〇,八七〇	一,四三四,三一九	七三、五%	

支 出 合 計	予 算 額	收 入 済 額	收 入 未 済 額	予 算 額 対 於 收 入 済 額 の 比 率	備 考
4、土 木 費	六六八、一三九、九六一	四七五、三〇〇、三〇三	一九〇、八三九、六七八	七二、三	
5、教 育 費	七五七、四四三、九七三	六六八、六六三、九三三	八八、七八〇、〇〇〇	八八、三	
6、社会及び労働施設費	一五九、三三〇、三六一	一〇三、〇二七、七六一	五七、二二二、七三三	六四、〇	
7、保健衛生費	七二、九七〇、〇三九	四〇、〇八七、七六八	三二、八八二、二七二	五五、七	
8、産業経済費	五三三、一七九、三九六	三三二、九七六、三九九	一九二、二〇二、三九九	六四、六	
9、財 産 費	四、二〇七、三〇七	三、三九八、五三三	八八七、七七五	七九、八	
10、統計調査費	八、四三三、二二四	七、五七四、五八〇	八五七、六四四	八九、八	
11、選 挙 費	一八、八四六、一三三	一七、三二一、五八五	一、六二四、五四八	九一、四	
12、公 債 費	七六、一〇三、〇六九	四三、八八七、〇四一	三三、二一五、〇二八	五六、三	
13、諸 支 出 金	六五、一七三、五三三	五二、〇九八、八三〇	一四、一四三、六八三	七九、三	
14、予 備 費	二〇〇、〇〇〇	〇	二〇〇、〇〇〇	〇	
支 出 合 計	二、六五三、一〇〇、〇三三	二、〇三三、三五六、六八五	六三二、八七四、三四八	七六、六	

特別会計収入の状況

会 計	予 算 額	收 入 済 額	收 入 未 済 額	予 算 額 対 於 收 入 済 額 の 比 率	備 考
災害救助基金	一、七九〇、〇九三 円	八五、〇一八 円	九五、〇四四 円	四六、六	
就学奨励資金	三三、七一〇	三六、四二一	二、七一	一〇〇、三	
学校生徒奨励資金	三〇、〇〇〇	二四、五六五	四、五八五	八二、一	
県立実業学校実習費	一、九〇三、三三三	一、四八一、九七六	四二一、三六四	七五、八	
印刷事業費	五、五二九、三三三	四、七三五、五八三	七六三、七五〇	八五、八	
減 債 基 金	六五、五〇七、〇〇〇	六六、一七六、三六一	六〇九、二六一	一〇〇、九	
自作農創設維持奨励資金	三三、七九三	三三、七九三	〇	一〇〇、〇	
畜牛増殖奨励事業費	六、四七〇	八四、五七六	△ 三三、八七五	一三、七、八	
無畜農家解消事業費	一、九五四、五七九	一、〇三三、八九九	九八、六八〇	五三、九	
県立中央病院事業費	三、四八七、三三三	三、五〇九、六七四	三、九七六、六四九	八七、三	
競馬事業費	二、三一九、三三三	二、二七三、〇四六	四六、二八七	九六、〇	
收 入 合 計	二二、五六九、四二七	一〇九、三二四、〇三三	六、二五五、四四四	九四、三	

支出の状況

会 計	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	予 算 額 対 於 支 出 済 額 の 比 率	備 考
災害救助基金	一、七九〇、〇九三 円	八五、〇一八 円	九五、〇四四 円	四六、六	
就学奨励資金	三三、七一〇	三六、四二一	二、七一	一〇〇、三	
学校生徒奨励資金	三〇、〇〇〇	二四、五六五	四、五八五	八二、一	
県立実業学校実習費	一、九〇三、三三三	一、四八一、九七六	四二一、三六四	七五、八	
印刷事業費	五、五二九、三三三	四、七三五、五八三	七六三、七五〇	八五、八	
減 債 基 金	六五、五〇七、〇〇〇	六六、一七六、三六一	六〇九、二六一	一〇〇、九	
自作農創設維持奨励資金	三三、七九三	三三、七九三	〇	一〇〇、〇	
畜牛増殖奨励事業費	六、四七〇	八四、五七六	△ 三三、八七五	一三、七、八	
無畜農家解消事業費	一、九五四、五七九	一、〇三三、八九九	九八、六八〇	五三、九	
県立中央病院事業費	三、四八七、三三三	三、五〇九、六七四	三、九七六、六四九	八七、三	
競馬事業費	二、三一九、三三三	二、二七三、〇四六	四六、二八七	九六、〇	
收 入 合 計	二二、五六九、四二七	一〇九、三二四、〇三三	六、二五五、四四四	九四、三	

災害救助基金	1,790,093 円	433,401 円	1,356,691 円	33.3%
就学奨励資金	335,710 円	0 円	335,710 円	0
学校生徒奨励資金	10,000 円	12,280 円	3,280 円	8.2%
県立実業学校実習費	1,903,333 円	1,014,575 円	888,758 円	5.8%
印刷事業費	5,523,333 円	4,012,551 円	1,510,782 円	7.8%
減債基金	25,509,000 円	25,509,000 円	0 円	100%
自作農創設維持奨励資金	337,933 円	337,933 円	0 円	99.9%
畜牛増殖奨励事業費	624,701 円	455,486 円	169,215 円	7.7%
無畜農家解消事業費	1,954,575 円	2,127,070 円	172,495 円	3.6%
県立中央病院事業費	3,487,333 円	2,630,505 円	856,828 円	8.3%
競馬事業費	2,329,333 円	2,329,333 円	0 円	99.9%
支出合計	111,564,477 円	101,101,120 円	10,463,357 円	9.5%

四、縣民負擔の状況について

県民の負担となるのは、通常税金として負担する外広く寄附金、負担金及び各種使用料、手数料等を含むのであります。

勿論国税、市町村税として徴収されるものも全て県民の負担であることは当然であります。ここには県税の負担状況について申し上げます。

今回の地方税法の改正により県税は、事業税等僅かに八税種となつたのでありますがこれらは主として都市中心の税であります。又県税総額の約半分を占める事業税及び特別所得税の納税者は県下全世帯数の僅に一割程度であります。

昭和二十五年最最終予算における県税の負担状況

区分	予算額	割合	納税者数	同上の全世帯数に対する割合	納税者一人当りの税額	備考
普通税	1,310,564,645 円	45.8%	1,225,333 人	11.0%	10,780 円	
事業税	728,000,000 円	21.7%	1,247 人	1.0%	6,355 円	
特別所得税	688,000,000 円	21.4%	1,207 人	1.0%	5,694 円	
自動車税	630,000 円	0.0%	3,000 人	0.3%	1,800 円	
鑑区税	38,000 円	0.0%	7 人	0.1%	4,999 円	
漁業権税	1,836,000 円	0.6%	3,333 人	0.5%	3,445 円	
狩獵者税						



特別徴収にか るもの	106,556,000	36,9	1,039	10,179	県民一人当り税額	176
入場税	61,556,000	22	45	1,368,000	県民一人当り	103
遊興飲食税	45,000,000	15,6	93	45,263	世帯数一人当り	59
小計	111,556,000	37,1	148	1,823	世帯数一人当り	36
旧法による税	3,400,000	1,1			人口世帯数の計算基礎	27
目的税	39,651	0,1			世帯数	250
合計	286,556,291	100,0				

尚昭和二十五年年度の県税の徴収成績は次の通り予算額に比し未だ七九%で前年の同期と比較致しまして遙に低い状況でありますので県民各位の御理解により県税の増収確保に一層の御協力をお願いする次第であります。  
 (昭和二十五年三月末日現在)

税目	最終予算額	収入額	割合	未納額	備考
普通税	350,866,450	200,355,300	78,4%	150,511,150	
事業税	133,056,450	127,649,750	89,3%	5,406,700	
特別所得税	7,800,000	7,706,850	99,9%	93,150	
入場税	61,556,000	61,871,950	102,1%	315,950	

目	最終予算額	収入額	割合	未納額	備考
遊興飲食税	45,000,000	36,871,950	82,1%	8,128,050	
自動車税	61,556,000	61,330,300	99,5%	225,700	
漁業権税	300,000	273,750	91,2%	26,250	
狩獵者税	1,200,000	1,151,000	95,9%	49,000	
都市計画税	301,101	294,667	97,9%	6,434	
水利地益税	301,101	294,667	97,9%	6,434	
旧法による税	3,400,000	3,274,000	96,3%	126,000	
果民租	4,100,000	3,930,000	95,9%	170,000	
地屋税	10,000,000	9,221,100	92,2%	778,900	
家産税	200,000,000	191,100,000	95,6%	8,900,000	
酒消費税	1,200,000	1,101,000	91,7%	99,000	
電気ガス税	8,626,000	8,333,610	96,6%	292,390	
船舶税	100,000	100,000	100,0%	0	
電話税	100,000	66,666	66,7%	33,334	

不動産取得税	19,600,000	8,831,350	83,000	1,777,750
木材引取税	3,500,000	3,496,640	99,900	3,376
入湯税	300,000	308,350	101,800	△8,390
ミシント	9,000	6,800	75,600	21,000
庭園税	9,000	6,014	66,800	2,966
合計	286,566,296	338,444,433	79,100	60,101,833

五、昭和二十六年財政について

1 昭和二十六年当初予算について

昭和二十六年度の政府の地方財政措置は極めて不十分な状況でありまして国庫財政に依存する現今の地方財政、就中本県財政としては、年間財政計画の見透しは極めて困難であり且つは本年度の年間の施策的な予算は、当然地方選挙後の新知事新議会により編成すべきであると存じまして、昭和二十六年当初予算は暫定的骨格予算を編成することと致したのであります。

従つて義務的、継続事業となつてゐる公共事業費、国の委託又は補助奨励に基く経費並びに中断を許さない事業等の諸経費、その他一般行政費につきましては、年度当初のすべり出しに必要な暫定経費の計上に止めることと致したのであります。

即ち人件費につきましては、一般職員内の純果費職員及び教職員を通じまして給与単価は全て政府の平衡交付

金等精算の基礎額(ベースアップ単価一、〇〇〇円)により算定したものを計上し、恩給費及び退職給与金等義務費は概ね年間分を計上したのであります。公共事業等については国庫補助等未だ具体的な決定を見ませんので取り敢へず従来の継続的なものに付差し当り必要とする事業費を計上致したのであります。

かかる方針のもとに編成致しました昭和二十六年当初予算の総額は一般会計二十億七千六百余万元であります。

昭和二十六年当初予算額調(同日議決追加予算を含む)

歳入

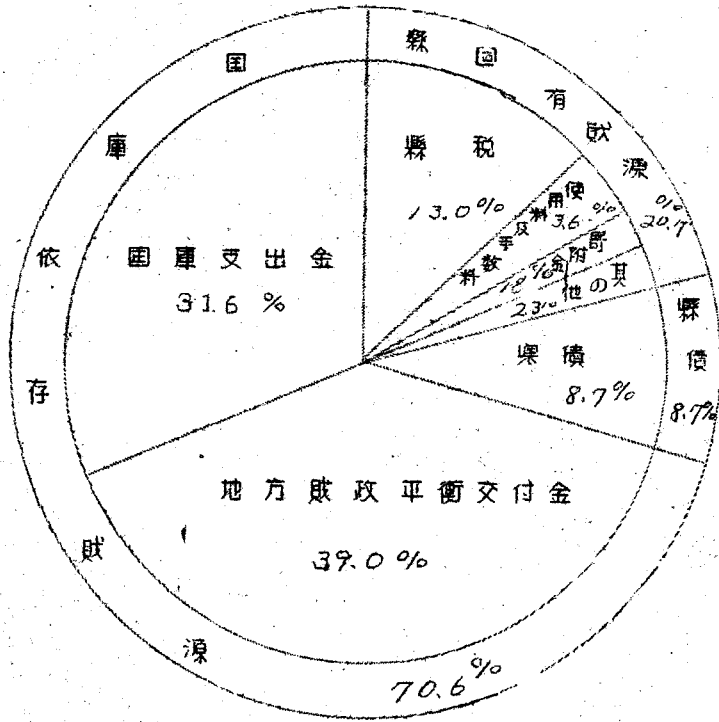
科 目	昭和二十六年当初予算額	昭和二十五年当初予算額	増減率	摘 要
金 額	比 率	金 額	比 率	
一、果 通 税	270,000,000	367,599,425	18.3%	70
普 通 税	267,566,000	196,859,707	9.3%	136
目 的 税	1	2,921,433	0.1%	1
旧法による税	2,432,000	187,818,276	8.9%	1
二、地方財政平衡交付金	80,669,351	337,107,000	16.0%	240
三、公企業及財産収入	821,200	6,321,780	0.3%	13
四、分担金及負担金	1,637,448	6,890,000	0.3%	24
五、使用料及手数料	74,735,487	86,497,350	4.2%	84
六、国庫支出金	65,550,676	879,670,669	41.7%	75

科 目	昭和二十六年度当初予算額		昭和二十五年当初予算額		昭和二十六年度の増減率
	金額	比率%	金額	比率%	
七、寄附金	三、七、七、五八	一、八	三、六、〇、四六、〇三	一、二	一、四
八、繰入金	四、〇、〇〇〇	一	四、〇、〇〇〇	一、一	一
九、繰越入金	一〇、〇〇〇	一	五、七、五、六、四、五	〇、三	一
〇、雑収	四、二、三、三、八、〇〇	二、二	六、五、二、八、三、三三	三、一	七
二、県債	一、八、〇、七、〇、〇〇	八、七	二、六、四、六、〇、〇〇	一、二、五	六
歳入合計	二、〇、七、九、九、〇、五、〇	一〇〇、〇	二、一、一、三、〇、〇、八、四、八、三	一〇〇、〇	九
歳出					
一、議会費	一〇、三、三、〇、〇〇	〇、五	一、六、九、四、一、〇、五	〇、八	六
二、県庁費	二、〇〇、六、六、六、一一	九、七	二、五、八、二、一、〇、八	一、三	六
三、警察消防費	一、五、〇、一、一、七、六	〇、一	三、六、三、二、〇、三	〇、二	四
四、土木費	五、四、〇、三、三、九、五	二、六	四、八、五、〇、六、六、四	〇、九	二
五、教育費	七、四、〇、三、〇、二、六、八	三、六	六、三、三、九、五、六、四	〇、〇	二
六、社会及勞働施設費	八、〇、〇、六、一、〇、一	四、〇	一、三、三、二、九、七、五、四	五、八	六
七、保健衛生費	五、二、六、八、〇、五、三	二、五	四、八、四、七、三、六、〇	二、三	七

科 目	昭和二十六年度当初予算額		昭和二十五年当初予算額		昭和二十六年当初予算額を昭和二十五年当初予算額の増加率
	金額	比率%	金額	比率%	
八、産業経済費	三、九、七、七、七、三〇	一、五、九	三、九、八、七、二、七、〇〇	一、八、九	八
九、財産費	二、四、四、〇、〇〇	〇、一	二、一、五、〇、〇〇	〇、一	九
〇、統計調査費	五、六、六、六、〇、三、四	〇、三	一、七、一、〇、四、四	〇、八	三
二、選挙費	八、六、三、七、一、八	〇、四	四、六、七、五、四、六	〇、二	一、七
三、公債費	五、八、一、八、五、〇、〇〇	二、八	七、六、一、〇、一、〇、九	三、六	六
三、諸支金	二、一、九、九、〇、六、四	一、〇	四、三、五、九、九、八、九	二、一	六
四、予備費	二〇〇、〇〇〇	一	二〇〇、〇〇〇	一	一〇〇
歳出合計	二、〇、七、九、九、〇、五、〇	一〇〇、〇	二、一、一、三、〇、〇、八、四、八、三	一〇〇、〇	九
会 計 名	昭和二十六年度当初予算額	昭和二十五年当初予算額	昭和二十五年当初予算額を昭和二十六年当初予算額の増加率		
災害救助基金	三、三、八、八、八、八	一、一、三、九、三、三、六	二〇		
就学奨励資金	一、八、〇、〇〇	五、五、〇〇〇	三		
学校生徒奨励資金	一、〇〇、〇〇〇	一、三、〇、〇〇	三		
県立実業学校実習費	二、一、七、七、一、九、四	一、八、七、五、九、三	一〇		
印刷事業費	四、七、七、六、六、七〇	六、〇、三、三、五、九	七		

昭和26年当初予算(合同日追加歳決)

歳入



歳入総額  
207,699,057.0 円

減債基金  
畜牛増殖奨励事業費  
無畜農家解消事業費  
県立中央病院事業費  
自作農創設維持奨励資金  
競馬事業費

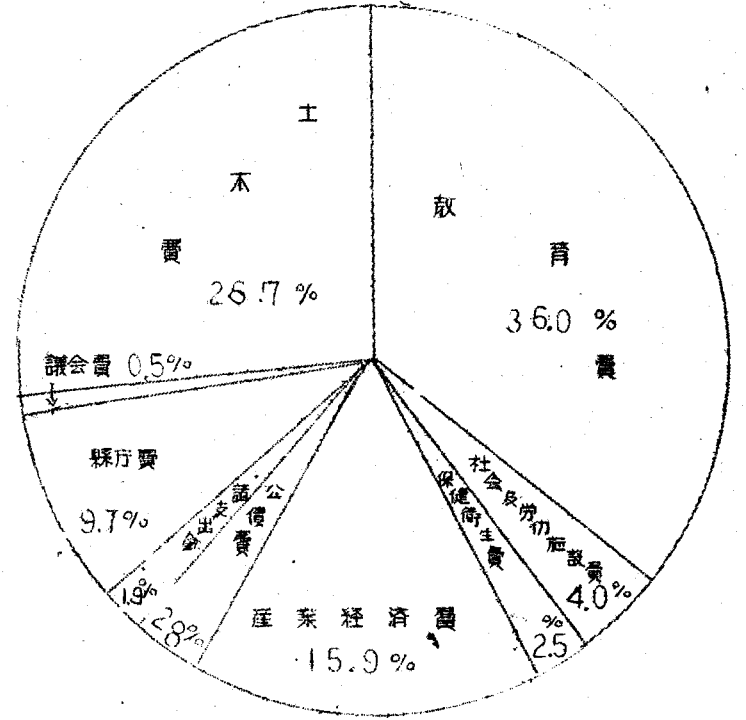
計 1,000  
65,000  
2,320,000  
24,750,842

8,070,000  
1,026,000  
2,320,000  
26,630,592  
4,925

8,070,000  
1,026,000  
2,320,000  
26,630,592  
4,925

昭和二十六年当初中算 (各項目毎加議決)

歳出



歳出総額

2,076,990,576 円

昭和二十六年当初中算科目別財源内訳表

科目	当初中算額	財源				一般財源	財源との割合	
		国庫金	寄附金	使用材料及手数料	起債		その他	割合 (%)
議会費	10,111,000	1	1	1	1	10,111,000	0%	100%
県庁費	3,006,566	1	1	1	1	1,909,960	0%	63.5%
警察費	1,501,176	1	1	1	1	1,501,176	0.1%	7.2%
消防費	550,021	1	1	1	1	612,550	0%	111%
土木費	7,480,000	1	1	1	1	6,149,547	0%	82.2%
教育費	7,480,000	1	1	1	1	6,149,547	0%	82.2%
社会及労働施設費	4,400,000	1	1	1	1	1,649,547	0%	37.5%
保健衛生費	5,268,000	1	1	1	1	612,550	0%	11.6%
産業経済費	3,973,000	1	1	1	1	612,550	0%	15.4%
財産費	2,940,000	1	1	1	1	612,550	0%	20.8%
調査費	5,665,000	1	1	1	1	612,550	0%	10.8%
選挙費	8,663,718	1	1	1	1	612,550	0%	7.1%
合計	55,000,000	1	1	1	1	55,000,000	0%	100%

公債費	五八、一八五、〇〇〇	五四七、四〇〇	一	一	一	五〇、一七六	五九七、六二八	五、五六七	五、三	一、一	九六、九
出諸金	三二、九九〇、〇〇〇	六一、九八八、七三	一	一	一	三〇、〇〇〇	九八、〇三三	三、二二六	一、二	四、七	五三、三
予備費	一〇〇、〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一〇〇、〇〇〇	一	一	一〇〇、〇
予算額	二、〇七六、九九〇、六五五、五三〇	三、七五七、四三六、五三八	一	一	一	四八七、三三三、九七二、三三三	一、〇七六、九九〇、六五五、五三〇	一、〇七六、九九〇、六五五、五三〇	一	四八、〇	五三〇、〇
対算に	五〇	三六	一	一	一	五〇	三六	一	一	一	一
財源割	一〇〇、〇〇	三三、六	八、八	三、七	八、六	二、三	四八、〇	五三、〇	一	一	一

一般財源内訳

果	三、九〇八、〇〇〇円	(三三、〇%)
普通税	三、七五七、四〇〇	(三二、八)
旧法による税	一、四二二、〇〇〇	(一〇、二)
地方財政平衡交付金	六、〇九六、九六一	(五二、〇)
繰越金	一〇、〇〇〇	(一)
合計	一、〇七六、九九〇、六五五、五三〇	(一〇〇、〇)

2、今後の見通し

昭和二十六年度予算は前項において述べました通り暫定的なものでありまして、今後の追加を要する経費と致しましては、職員費、恩給費等の義務的経費、一般行政費、公共事業等の積極的経費等追加所要額は極めて多額を

要するのでありまして、財政上実に容易ならぬものが今後に残されて居る次第であります。かゝる事態になりました事につきましては、次に述べる様な地方財政平衡交付金並に起債措置に関する政府の施策が地方財政を破たんに導く結果と相成つて居るのであります。

昭和二十六年度に於ける地方財政措置について政府においては如何様な措置がとられたかその経過を辿つて見ましよう。

平衡交付金の問題

当初地方財政委員会はシャープ勧告の線にそつて一千三百五十八億八千万円を要求しましたが、政府は一千億円の線を出し強く押しつけた爲己むなく当初の案を修正して一千二百九億七千五百万円を地方財政委員会予算に計上する様要求したのであります。

即ち地方財政の増加は

1、給与改訂経費一百七十六億八千二百万円を始め国の施策に伴うもの等の経常的経費の増三百八十九億八千五百万円。

2、公共事業に伴うもの等の臨時的経費三百二十一億八千一百万円。

計七百一十一億六千六百万円の増加となるにもかかわらず之に対応する措置として、

1、現行地方税法を改正して二十五年に比し百七十八億七千三百万円の増加を計り都合六百十五億円としその外、万円を見込み、

2、地方債については二百七十五億円の増発行を見込んで都合六百十五億円としその外、

3、既定経費の節約による財源八十億一千四百万円、

4、使用料、手数料等の税外収入の増十八億四百万円で賄うこととし、

5、これらの措置で尙不足する地方財源百五十九億七千五百万円を地方財政平衡交付金の増に求め、二十五年当額一千五十億円に対し二十六年度は一千二百九億七千五百万円を算定したのであります。

右の如き経過を辿つた二十六年度の地方財政については国会で相当な論議がなされたとは云え、究極において二十六年年度平衡交付金は政府案の一千百億円と決定を見、地方債の枠の如きは四百億円に圧縮されたのであります。地方財政の確立こそ地方自治強化の不可決の条件であるにもかかわらず以上述べた如き地方財政措置によりまして地方財政は誠に容易ならぬ事態に押し込まれたのであります。

地方行政の中樞を占める地方財政の問題がかかる状態に放任されることは断じて許さるべきではないのであります。地方団体は丸となつて地方財政平衡交付金の増額及び地方債の枠の拡張等国民的輿論に訴え解決を図らねばならない極めて差迫つた問題であると存するのであります。一面地方団体側と致しましては各々その団体自体におそいかかる財政難局を打開すべくあらゆる創意工夫を要することは申し述べるまでもない処であります。

六、縣債、一時借入金及び財産の状況について

1、県債について

昭和二十五年地方債につきましては、ドツツラインにより極度に抑制されました結果本県におきましても公共事業は県負担額に対し四九%、單獨事業については申請額に対し三〇%しか承認されなかつたのであります。民生安定、産業振興上緊急を要する公共事業、失業対策事業等につきましては次の通り一般歳入を充当し事業を施行した様な次第であります。

昭和二十五年公共事業等執行状況調

(單位千円)

区 分	議決額	申請額	地 方 担 負 額	承認額	借 入 額	翌年度		事業打切	一般歳入補填
						(イ)	(ロ)		
一、非公共事業費	三、〇〇〇	二〇七、五八〇	一	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一六、三五〇	一	一四、二七〇	一七、三〇〇
災害復旧費	三六、〇〇〇	六七、九三〇	一	三六、〇〇〇	三六、〇〇〇	四九、九三〇	一	四八、九三〇	一、〇〇〇
一般事業費	二四、〇〇〇	二九、六五〇	一	二四、〇〇〇	二、〇〇〇	一一、六五〇	一	九六、三〇〇	一六、三〇〇
二、公共事業費	一三六、三三〇	一	三三、四五八	一一、〇〇〇	三三、〇〇〇	一〇七、四八六	一	二九、五五九	七、九五四
災害復旧費	八、五三〇	一	一四、七五〇	一一、〇〇〇	五、〇〇〇	九七、五〇〇	一	一、〇〇〇	七、九四七
一般事業費	一三、七六〇	一	一九、七六六	一〇〇、〇〇〇	一一七、〇〇〇	九、七九六	一	二七、七九六	六五、〇〇七
三、失業対策事業費	六、〇〇〇	六、〇〇〇	一	六、〇〇〇	六、〇〇〇	三、〇〇〇	一	三、〇〇〇	六、六七七
合 計	二四、三三〇	二四、一八〇	三三、四五八	一七九、〇〇〇	一七、〇〇〇	二九、七三六	一	一六、九三〇	九六、九三四

00978

この昭和二十五年年度県債を含めまして県債現在額は次の通りであります。

(昭和二六、三三三現在)

費目	県債現在額調		合計	百分比	二十五年年度債中		備考
	未償還額	借入所要額			借入済額	借入見込額	
教育費	七、七四、〇五三	三、〇〇〇、〇〇〇	一〇、七四〇、〇五三	一六%	三、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇
社会及勞働施設費	八五、三〇〇	〇	一〇、八五、三〇〇	一六	一〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇
保健衛生費	一七、八四四、一五三	〇	一七、八四四、一五三	四、二	一〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇
普通土木費	一五、〇〇七、九三八	〇	一五、〇〇七、九三八	四、五	七、九、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇
農業土木費	三、三五六、〇九一	〇	三、三五六、〇九一	四、七	九、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇
産業経済費	五九、六四四、一五三	〇	八、六四四、一五三	一三、一	三、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇
災害復旧費	二〇七、一九一、一七三	〇	二四七、一九一、一七三	三六、八	三〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
警察費	五、二七六、五〇〇	〇	五、二七六、五〇〇	〇、八	〇	〇	〇
その他	二四、九五五、四四三	〇	二四、九五五、四四三	三、七	〇	〇	〇
合計	四九、九五五、四四三	〇	一七、七四〇、〇〇〇	一〇〇	一七、七四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	〇

2、一時借入金

昭和二十五年年度一時借入金は起債借入までの繋ぎ資金を含めまして九千万円でありまして前年度借入累計額五千万円に比し四千万円の増加となつて居ります。

00973

これは年度当初において地方税法の成立が相当遅れたため県税の徴収が困難となりましたので、これが対策として預金部短期資金を借入致したものであります。その後地方財政平衡交付金、国庫補助金の交付及びその他の諸収入等により或る程度賄い得る見透しもつきましたので借入利子も勘案の上繰上償還等も致し所要経費の節減を図つたのであります。

昭和二十五年年度一時借入金借入状況調

借入金額	借入先	借入期間	償還期日	利率	備考
10,000,000	預金部	昭和二五、五、三〇	昭和二五、七、一八	日歩二錢二戸	償還期限八、二九の 処繰上償還
10,000,000	"	六、二六	九、八	二錢	"
10,000,000	"	七、一〇	一〇、九	二錢	"
10,000,000	"	一一、二〇	二六、三、一九	一錢八戸	起債繋ぎ資金長期債に 借替
合計 40,000,000					

3、財産について

本年三月三十一日現在における県有財産は次の通りであります。

土地	六一八、三二八坪四八
建物	四七、〇二九坪六〇
立木	六一〇、九二八石



00980

船	二四隻
自動車	五五台
レントゲン等	二〇台 九式
特別資金等	五、四三八、九八〇円

00981

七、むすび

以上昭和二十五年度下半期における県財政の概況と昭和二十六年度当初予算の状況及びこれが動向について御説明申し上げたのでありますが、地方財政の自主性と健全性の強化を目的として実施された地方税財政制度の改革は本県の場合は、財政の自主性は一層乏しくなつた状況であります。

なお特に今後の県財政は將に憂慮すべき状態に直面しているのでありますが、特に県民皆様の眞摯な御批判により、これが打開のため鋭意懸命の努力を致し度いと存じますので格段の御協力をお願いする次第であります。